

こ 支 性 第 108 号

令和 8 年 8 月 28 日

各 都 道 府 県 こ ど も 政 策 担 当 部 局 長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長
こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 家 庭 福 祉 課 長
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 政 策 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）

こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容
の確認・修正依頼、及び学校設置者等への「こまもろうシステ
ム」テストメールの配信について（周知依頼）

令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以
下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁におい
て開発中の「こまもろうシステム」（以下「システム」という。）を通じて行
うこととなります。

法に定められた対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される
「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うこ
とができる必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを
防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年 4 月から施行日までの間に、所轄庁を
通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウント
の発行を行う予定です。

「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録
（まとめ登録）について（依頼）」（令和 8 年 4 月 10 日付けこ支性第 1 号）に
おいて依頼していたまとめ登録につきまして、所轄庁及び学校設置者等におか
れましては、事業者情報の提出に滞りなく対応いただき、ご協力に感謝いたし
ます（別添 1）。

今般、事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼、及び本年 12 月に予定
されているシステムの稼働に向けた学校設置者等への事前のテストメール配信

等について周知いたします。

貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

1. まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和8年8月～10月）

まとめ登録で登録いただいた事業者情報については、こども家庭庁で内容の確認を行います。確認が必要と思われる事項がある場合は、確認が必要な事項に応じて、所轄庁、学校設置者等又は施設・事業所の担当者に確認の連絡をします。

確認の連絡は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡します。

メールでご連絡する場合は、「@kodomonono-shiro.jp」のドメインのメールアドレスからメールを送信しますので、照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いします。メールへの返答がない場合や登録したメールアドレスに不備がある場合等は、電話にて確認の連絡をすることがあります。

2. テストメールの配信（令和8年9月～10月）

（1）学校設置者等におけるテストメールの確認依頼

本年12月中旬頃にシステムが暫定稼働する予定であり、そのタイミングで、「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）について（依頼）」（令和8年4月10日付けこ支性第1号）に基づいて登録いただいたGビズID（プライム）及びGビズID（第一管理者）のアドレスに対して、ログイン情報等をメールにて通知する予定です。

本年12月のメール通知に向けて、まとめ登録で各学校設置者等に登録いただいたGビズID（プライム）及びGビズID（第一管理者）のアドレスに対して、問題なくメールが送信できるか確認するためのテストメールを配信します。

各学校設置者等におかれましては、テストメールを問題なく受信できているか確認をお願いします。なお、テストメールに対して返信をしていただく必要はありません。仮に返信をしていただいた場合は、それに対するこども家庭庁からの返答はできませんのでご了承ください。

テストメールは「comamorou.info@cfa.go.jp」のアドレスから配信予定

です。ドメイン指定受信をしている場合は、上記アドレスが受信できるように事前に許可設定をしてください。許可設定をしてもメールが届かない場合は、迷惑メールの設定等をご確認ください。

本年11月6日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレス

(matome2026@cfa.go.jp) に、事業者名、GビズID（プライム）メールアドレス、GビズID（第一管理者）メールアドレス、担当者名、担当者メールアドレス、電話番号をご連絡ください。

なお、登録いただいたGビズIDのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対してメールアドレスの確認の連絡をしますので、ご対応をお願いします。

(2) 地方公共団体が登録したGビズIDが「LG.JPドメイン」である場合の留意事項

学校設置者等が地方公共団体であり、登録したGビズIDのメールアドレスが「LG.JPドメイン」である場合、インターネットからのメールが受信できるように設定されている必要があります。インターネットからのメールが受信できない設定となっている場合は、事前に設定の見直しをお願いします。

(参考) テストメールの内容

件名	【こまろうシステム テストメール】メールアドレスの確認【こども家庭庁】
本文	<p>本メールは、こまろうシステム（こども性暴力防止法関連システム）の利用に向けたメールアドレスの到達確認のためのテスト送信です。 本メッセージが表示されていれば正常に受信されています。</p> <p>【ご案内】 このメールが送付されている義務事業者におかれは、こども性暴力防止法の施行の12月25日までに、従事者向けの研修の実施、相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）、就業規則等の見直し、情報管理規程の作成等の対応すべき事項があります。</p> <p>下記リンク先に掲載の義務事業者用準備ガイドは、義務事業者が12月25日の施行までに最低限実施すべき事項をまとめたものです。 こちらの資料も活用して、必要な準備を早期に進めていただくようお願いします。 こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律） こども家庭庁</p> <p>また、法施行後に犯罪事実確認を行うに当たり、事業者が対象従事者の情報（氏名やメールアドレス等）をこまろうシステムに登録する必要があります。 義務事業者におかれは、施行に向け、今の段階から、犯罪事実確認の対象となる従事者を特定し、お知らせするとともに、当該従事者のメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）の把握を進めていただくようお願いします。</p> <p>-----</p> <p>本メールは、こまろうシステムの事業者アカウントまとめ登録で登録いただいたGビズID（プライム）又はGビズID（第一管理者）のメールアドレスへ配信しています。</p> <p>本メールに心当たりがない場合は、恐れ入りますがこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）へお問合せください。</p> <p>このメールへの返信はできませんのでご了承ください。</p> <p>-----</p> <p>こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当） 付</p>

3. システムログインに向けた今後の流れ（学校設置者等における対応）

①まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和8年8月～10月）

- ・確認が必要と思われる事項がある場合は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡をするため、照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いします。

②テストメールの配信（令和8年9月～10月）

- ・12月のシステムの稼働に向けて、学校設置者等にテストメールを配信します。

③テストメールで送信エラーが出た場合のこども家庭庁からの問合せ対応（令和8年9月～10月）

- ・こども家庭庁に登録したGビズIDのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対して確認の連絡をします。
- ・学校設置者等は、GビズIDのメールアドレスについてこども家庭庁から確認の連絡があった場合は対応をお願いします。

④ログイン情報等のメール通知（令和8年12月中旬）

- ・システムが暫定稼働するタイミングで、各学校設置者等に対してログイン情報等をメールで通知します。
- ・学校設置者等はシステムにログインし、権限の設定を行ってください。

4. 提出期限までに事業者情報登録が間に合わなかった場合の対応について

「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）提出期限延長について（周知）」（令和8年7月29日付けこ支性第85号）において、学校設置者等の事業者情報のこども家庭庁への提出期限は本年8月25日までとしていました。

万が一、上記提出期限までに提出が間に合わなかった学校設置者等がある場合は、所轄庁からこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）にご連絡ください。

なお、上記提出期限に間に合わなかった場合は、施行日までにシステムへの登録が間に合わないため、施行日以降に新たな従事者を雇入れる場合は、施行後にシステムへの登録が完了した後に、犯罪事実確認を行った上で、対象業務に従事させることになります。

【連絡先】

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）

担当：松本、櫻井

Tel：03－6858－0195

E-mail：matome2026@cfa.go.jp